

平成二十年六月十七日受領  
答弁第四九一号

内閣衆質一六九第四九一号

平成二十年六月十七日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員江田憲司君提出海外への公務出張に伴い提供される航空会社のマイレージサービスの管理・取扱い等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員江田憲司君提出海外への公務出張に伴い提供される航空会社のマイレージサービスの管理

・取扱い等に関する質問に対する答弁書

一から五までについて

御指摘のいわゆるマイレージサービスは、一般に、航空会社が、旅客個人に対して、搭乗距離に応じて計算するポイント数に基づき提供するサービスをいうものと承知しており、国家公務員に対して特別の取扱いがなされているものではないが、国民の信頼確保の観点から、各府省において公費により航空機に搭乗した際のマイレージの取得及び使用の自粛を職員に徹底しつつ、公費節減の観点からどのような取扱いができるか検討することとしている。

利用したタクシーの運転手から金品等を受領した職員の取扱いについては、各府省における調査の結果、法令に違反する等と認められる行為が明らかとなった場合には、厳正に対処してまいりたい。また、今後の再発防止についても、当該調査の結果を踏まえ、適切に対処してまいりたい。